

## 学校等における放射線の 安全基準に対する抗議

先般、国は、当県内の学校等での屋外活動を制限する放射線量の基準として、年間の積算放射線量が20ミリシーベルトに達するかどうかを暫定的な目安とし、毎時3.8マイクロシーベルトを学校等での屋外活動制限の基準とする旨示したが、この基準を巡って、国の原子力安全委員会が正式の委員会を招集しないまま妥当としたものであるとの報道がなされるとともに、内閣官房参与であった小佐古敏荘東大大学院教授(原子力専攻)が、当該基準について「小学校等の校庭の利用基準に対して、この年間20ミリシーベルトの数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求める。」等との批判をし、同参与を辞任するに至っている。

これらのことは、国が示した基準値を信頼しながら、日々緊張の中で生活している福島県民の不安を増幅するものであり、どこを頼りにし、何を基準にして判断し行動すべきか、児童生徒等の保護者や教育関係者、さらには、関係自治体に大きな混乱と困惑をもたらしている。

このような事態を招いた国の責任は極めて重大であり、ここに強く抗議する。

今後、国が新たに示すこととなる原発事故への対処方針や安全基準等の決定、公表に当たっては、福島県民の置かれている状況を深く認識し、二度とこのような事態を招くことのないよう国の責任をもってしっかりと対応することを強く求める。

平成23年5月2日

内閣総理大臣 菅 直人 様

学校等における放射線の  
安全基準に対する抗議

福島県議会災害対策本部長

福島県議会議長 佐藤 憲 保